

## 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 9 月 8 日

「(案件名)インド国インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト フェーズ 2【有償勘定技術支援】」

(公示日:2021 年 8 月 25 日/調達管理番号:21a00086)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	(企画競争説明書 p17) 成果 1 の活動 1-1	ジャパンデスクへの人員配置は IITH により専任スタッフが配置される前提になっているが、人数と役職について現点で分かっている情報はあるか。	現在、常勤 1 名が配属されていますが、将来的な雇用人数、業務の範囲、権限については、今後、試行活動(詳細計画)期間においてジャパンデスクの活動を具体化するに伴い、検討することになります。
2	(企画競争説明書 p17) 成果 1 の活動 1-6	本邦留学中のモニタリングに関して、p28 の(7)②長期研修員の本邦派遣及びモニタリングの中に、「JICA による定期モニタリングをもとに、必要が認められる奨学生について支援する…」の記載があるが、必要性は JICA が判断し、受注者は JICA からの指示により支援を開始すればよいのか。	定期モニタリングの結果を踏まえ、幣機構が決定の上、指示いたします。
3	(企画競争説明書 p17、p22)	P17 の成果 1 の活動 1-6 の本邦留学中の「モニタリング」と、p22 の(10)長期研修の d 発注者による「定期モニタリング」の違いは何か。また、本邦でのモニタリング関連経費はどの項目に計上が可能か。	活動 1-6 に記載のモニタリングの中に、発注者による「定期モニタリング」と本件発注業務に含まれる追加モニタリング(上記 2.)が含まれるとお考え下さい。 かかる経費は現時点では、国内人件費のみを想定していますが、契約締結後、対面での面談が必要な場合の交通費など、直接経費が生じることが判明した場合には、事前に必要性につき確認の上、追加計上を認めます。

4	(企画競争説明書 p18) 成果2の活動2-2および2-3、成果3の活動3-4	共同研究プログラムによる学生派遣費用はプロジェクト外と記載あるが(p29)、その他の学生交流プログラムの実施支援にかかる学生の旅費、また本邦大学による IITH での特別講義やワークショップ、共同指導にかかる本邦大学教員の旅費、スタディツアーの旅費はプロジェクト経費として計上可能か。	共同研究プログラム及び学生交流プログラム、いずれの場合も学生の旅費は支援対象となりません。本邦大学教員の旅費については、共同研究プログラム以外の活動についても、プロジェクト経費として計上可能です。
5	(企画競争説明書 p18)	(7)プロジェクト期間及び業務期間(予定)について、プロジェクト期間が業務期間よりも早く8月から開始となっているが、間違いはないか。	間違いありません。本プロジェクトは、R/D 締結を以て開始と整理しております。
6	(規格競争説明書 p19) 活動期間の区分け	(3)段階的な計画策定によるプロジェクトの立ち上げのスケジュール表の中に、a)試行活動期間、b)本格活動期間、c)フォローアップ期間が矢印で示されているが、第1期～第4期の契約期間と少しずれているように見える。a)試行活動期間=第1期、b)本格活動期間=第2・3期、c)フォローアップ期間=第4期と考えてよいのか。	スケジュール表の標記と完全には合致しておりませんが、弊機構からの提示内容としては「a)試行活動期間=第1期、b)本格活動期間=第2・3期、c)フォローアップ期間=第4期」とのご理解で間違いありません。尚、期分けの方法についてもご提案により相談可能です。
7	(企画競争説明書 p19、p22、p28)	第6条(3)「a)試行活動期間」には、同(10)長期研修の2022年度研修員14名の募集選考が含まれると想定されるが、第7条(7)②にあるアカデミックフェアは基本的にIITHが計画実施し、契約開始時点で可能な支援をするという理解でよいか。	アカデミックフェアについては、2020年以降コロナ禍の影響もあり実施されていません。IITHより、連携先本邦大学との連携強化(共同指導、共同研究等)に繋がるような研修員選定にかかる要望があることから、22年度生の募集選考方法については、契約開始以降、IITHと協議・決定することを想定しております。
8	(企画競争説明書 p23)	第6条(11)に記載の、共同研究プログラムにおける「7日間x3回x5分野x4年間」の本邦教員派遣は、団員(共同研究採択まで未定)の渡航旅費とし	ご理解の通りです。

		て計上するのか。	
9	(企画競争説明書 p24)	第 6 条(13)に記載の支援コンソーシアムのメンバーはフェーズ 1 と同一か。長期研修や共同研究のパートナーや分野を支援大学に限定しないという理解でよいか。	コンソーシアムメンバーについては大きな入れ替えはありません。フェーズ 1 同様、長期研修員の受入れ、共同研究のパートナーをコンソーシアムメンバーに限定することは想定していません。
10	(企画競争説明書 p26)	第 7 条(3)イ)長期研修プログラムに関し、研究生や延長の可否等は設計に必要情報であるが、JICAの規定は開示いただけるか。	プロポーザルの段階では、長期研修員制度で定めている基本年限である 3 年間(博士課程)を条件として設定ください。関連する JICA 規定については、契約締結後にご共有させていただきます。
11	28 頁、第 3 章特記仕様書案、第 7 条 業務の内容	「日印連携を促進するためのポータルサイトを立ち上げ、照会事項に対応するスタッフを育成すると共に、学術・産学連携に係る内外関係者からのワンストップ相談窓口として機能するよう支援」とありますが、ポータルサイトの開設および運営にかかる費用については、別途見積もりして提案させて頂くという理解でよろしいでしょうか？	ジャパンデスクが管理するポータルサイトについては、IITH のウェブサイト内に開設することを想定しています。サイト開設にかかる費用は別途「雑費」内に項目を設けて見積り、ご提案下さい。運営コストは IITH 負担を想定しています。
12	28 頁、第 3 章特記仕様書案、第 7 条 業務の内容	「日印連携を促進するためのポータルサイトを立ち上げ、照会事項に対応するスタッフを育成すると共に、学術・産学連携に係る内外関係者からのワンストップ相談窓口として機能するよう支援」とありますが、ポータルサイトは0から設計構築する必要がありますでしょうか？もしくは、既に IIT-H や日本企業が使用している既に存在するポータルと連携してジャパンデスクのページを設けるという対応も可能でしょうか？	上記 11. の回答の通りです。

13	29 頁、第 3 章特記仕様書案、第 7 条 業務の内容	<p>「Japan Day 等のイベントを通じ、FRIENDSHIP 奨学生を中心に、IITH 学生による本邦企業でのインターンシップ・プログラム実施を支援し、産業界との連携を拡充するほか、本邦企業への働き掛けを通じて、ワークショップやスタディツアーの開催、特別講義等、本邦企業との連携活動を企画し、実施支援」とありますが、当社ではインド工科大学の学生インターンシップを促進するプラットフォームを実証実験として提供しています。こちらと連携することは可能でしょうか？</p> <p>その場合、通常は本プラットフォームの利用について企業からシステム利用料を頂いておりますが、継続して有料で提供することは問題ないでしょうか？</p>	<p>「5. 競争参加資格」の(3)に記載の通り、「本プロジェクト関係者等に対し既に自社業務で活動を行っている場合、自社業務と本契約の活動を明確に区別できることを条件に競争への参加を認めますので、プロポーザルにその方法を明記してください。」「なお、本契約の活動の中で自社業務に有利となるような活動等は厳禁」としているとおり、御社有料サービスとの連携は不可とお考え下さい。</p>
14	28 頁、第 3 章特記仕様書案、第 7 条 業務の内容	<p>当社が実施している既存事業の継続可能性について確認させてください。</p> <p>当社は、企業に対して人材採用および研究開発に関するコンサルティング事業を行なっています。企業からの要望があれば、別途採用や研究開発に関するコンサルティング事業を本プロジェクトとは別に営むことは問題ありませんでしょうか？</p> <p>例えば採用に関して、イベント運営、相談窓口等のプラットフォームは本プロジェクトとして実施し、企業から要望がある場合について、本プロジェクトとは別に個別にコンサルティング契約を締結する。</p>	<p>上記 13. の回答の通り、本契約を受注された場合は、プロジェクト活動により裨益する有料での企業サービスは不可となります。</p>

15	20 頁、第 3 章特記仕様書案、第 6 条 (6) ①	「成果 1 については、ジャパンデスク専属スタッフが IITH に新規雇用、配置される他、国際関係部長と連携しながら活動を行うことが想定される」と記載されておりますが、ジャパンデスクの責任者は国際関係部長という理解でよろしいでしょうか？	ジャパンデスクは国際関係部の下部組織ではないため、国際関係部はあくまでも連携先となりますが、今後ジャパンデスクの組織化が進められる中で決定されるものとご理解ください。
16	23 頁、第 3 章特記仕様書案、第 7 条 (3)	新規提案分野として 4 研究テーマが記載されていますが、検証後に新規分野として支援対象となった場合は、23 頁、第 3 章特記仕様書案、第 6 条 (11)の「共同研究」団員の対象分野となりますでしょうか？	新規分野も支援対象となり、共同研究団員の対象となりえると考えております。
17	23 頁、第 3 章特記仕様書案、第 6 条 (11)	「共同研究」団員として、「7 日間 x 3 回 x 5 分野 x 4 年間」の規模でインドに派遣することを想定していることから、プロポーザルにおいて同団員を配置する、と記載されておりますが、この派遣に必要な人月を全体の約 82 人月から配分するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
18	28 頁、第 3 章特記仕様書案、第 7 条 (7) ①	「①ジャパンデスクの設置」の項に、「学術・産連に係る内外関係者からのワンストップ窓口(学術および産連に係るコンサルテーションを含む)として機能するように支援する」とありますが、産学連携支援業務は、広範囲にわたります。本事業におけるコンサルタントの産学連携支援業務内容を明確にご教示頂けないでしょうか。	ジャパンデスクの機能としては、IITH と本邦パートナー機関との組織間連携、共同研究や人材ニーズ等にかかる、本邦大学、企業からの各種ニーズに一元的に対応することが想定されています。具体的には、MoU 締結支援、共同研究マッチング、学生のインターンシップや就職支援等にかかる各種広報活動や個別照会事項への対応(適宜、IITH 学内の関連部署と連携の上)、コンサルテーション業務等が想定されており、コンサルタントにはこれらジャパンデスクの運営支援が期待されます。尚、ジャパンデスクの機能自体は今後の協議、検討事項となり

			ますので、プロポーザルの中での追加提案を歓迎いたします。
19	29 頁、第 3 章特記仕様書案、 第 7 条 (8)	フェーズ 1 では、フェローシッププログラムを通じて累計 153 人の IITH 教員が日本を訪問、119 人の本邦大学教員が IITH を訪問したと理解しております。 29 頁、第 3 章特記仕様書案、第 7 条 (8)に記載されている「日印教員及び研究者の相互派遣」が上述のフェローシッププログラムに該当し、相互派遣に必要な経費は定額見積する共同研究プログラム(48 百万円)に含まれているという理解でよろしいでしょうか？ 上記の理解で間違いな場合は、積み立てられている予算(48 百万円)内で、相互派遣を実施するということとなりますでしょうか？	ご理解の通りです。フェーズ 2 の活動の方向性として、第 6 条(7)に記載の通り、「フェーズ2終了後も持続的にネットワークが維持・促進されるための体制構築を目指すものであり、日印連携ネットワーク活動が財務的にも組織的にも自立に向かう」ことを目指しておりますところ、相互派遣に必要な経費を全てプロジェクト経費で支援せずとも活動が継続、促進されるような、プログラム設計上の創意工夫ができればと考えております。
20	29 頁、第 3 章特記仕様書案、 第 7 条 (8)	共同研究プログラム経費(48 百万円)は、実施することが決定した共同研究の活動(研究会やセミナー参加等を目的とする日印教員及び研究者の相互派遣、研究機材、消耗品の調達費用等)を支援するための費用であり、新たな共同研究テーマのプロモーションや新規共同研究チームのマッチング/コーディネーション等の活動には使用することができないという理解で良いでしょうか？	共同研究プログラム経費は、主には共同研究活動の実施にかかる経費を支援することを想定しておりますが、ご提示いただいた具体例を含め、その他の活動にかかる経費が想定される場合は、別途「雑費」内に項目を設けてご提案下さい。

以上